

「令和8年度就学援助の手続に関するお知らせ」

さつま町教育委員会

<就学援助制度とは>

生活保護世帯に準ずる世帯で、経済的理由等により就学困難と認められる小・中学生の保護者に対して、学用品費・学校給食費等の援助を行うことにより、義務教育を円滑に実施することを目的としています。

1. 支給対象

要保護者（生活保護受給者）又はこれに準ずる程度に生活が困窮していると認められる方（準要保護者）で次のいずれかに該当する世帯。

(1) 前年度または令和8年度において、次のいずれかの措置を受けた方

- ①生活保護法に基づく保護の停止及び廃止
- ②個人事業税の減免
- ③町民税が非課税・町民税の減免
- ④固定資産税の減免
- ⑤国民年金の掛金の減免
- ⑥国民健康保険税の減免
- ⑦児童扶養手当の支給
- ⑧生活福祉資金による貸付

(2) 上記以外の方で、次のいずれかに該当する方

- ①保護者が日雇労働を希望して職業安定所に求職の申込みをしている
- ②保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる
- ③学級費、PTA会費等の学校納付金の減免を受けている方で、生活状態が悪いと認められる
- ④保護者が病気で、収入も不安定で生活状態が悪いと認められる

上記の該当者であっても、前年（令和7年1月～12月）の所得状況により、認定されないことがあります。

住民税が未申告の方は、所得状況の確認ができないので、速やかに申告をお願いします。

2. 申請方法

就学援助を希望される保護者の方は、学校から「就学援助申請書兼世帯票」を受け取られ、必要事項を記入（直筆でない場合は押印が必要）のうえ、**令和8年4月24日（金）**までに学校へ提出してください。

なお、この申請は、第6学年が対象となる「中学校入学準備学用品費」支給申請を兼ねます。

3. 申請後の判定処理

就学援助費申請の判定結果は、6月中下旬頃までに申請保護者へ文書により通知します。

4. 就学援助費の支給時期

年3回、各学期末（7月、12月、3月）に支給を予定しています。

5. 支給対象費目

区分	支給額（年額）		支給対象	対象児童生徒
	小学校	中学校		
修学旅行費	22,690円 実費（上限）	60,910円 実費（上限）	修学旅行参加者	要保護児童生徒 準要保護児童生徒
医療費	学校保健安全法施行令第8条に定める疾病の治療に要した経費（診療機関へ支給します）		トラコーマ・結膜炎、白癬・疥癬・膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎・アデノイド、う歯、寄生虫病（虫卵保有を含む。）	要保護児童生徒 準要保護児童生徒
オンライン学習通信費	15,000円 実費（上限）		兄弟がいる場合は長子へ支給（世帯への支給）	準要保護児童生徒
学用品費	11,630円	22,730円	全学年	準要保護児童生徒
通学用品費	2,270円	2,270円	第1学年を除く	準要保護児童生徒
新入学児童生徒学用品費	64,300円	81,000円	新1年生のみ	準要保護児童生徒
入学準備学用品費	81,000円	—	中学校新入学前児童（小学6年生）	準要保護児童
校外活動費（遠足等）	1,600円 実費（上限）	2,310円 実費（上限）	交通費及び見学料の実費	準要保護児童生徒
体育実技用具費（柔道着）	—	7,650円	中学校1・2年生	準要保護生徒
学校給食費	学校給食費無償化により0円	22,000円	中学校全学年	準要保護児童生徒

学用品費、通学用品費及び学校給食費は、年間分を3回に分けて支給します（通学用品費は、小学1年生と中学1年生は支給対象外）。

新入学児童生徒学用品費は、新入学の年（小学校1年生と中学校1年生のみ）の第1回支給時（7月）に支給します。ただし、前年度に入学準備学用品費を受給している場合は対象外です。

入学準備学用品費は、次年度中学校へ入学する小学校6年生へ入学前（3月）に支給します。入学準備学用品費の支給を受けた児童は、中学校での新入学児童生徒学用品費は受給できません。

校外活動費と修学旅行費は、参加者のみ支給限度額の範囲内で実費支給します。

医療費は、夏休み前に医療券を交付し、治療にかかった費用を教育委員会から医療機関に直接支払います。

オンライン学習通信費は、家庭の通信環境や学校のオンライン学習の実施状況等を調査したうえで、教育委員会が支給を決定します。

※就学援助費は、原則として保護者の口座へ振り込みます。

（例外）学校給食費（中学校のみ）の未納状態を回避するため、全就学援助費受給者の皆様から委任状をいただき、学校長の委任によりさつま町学校給食センターへ直接入金します。

（例外）学校納付金に未納がある場合、委任状をいただいた上で、就学援助費を未納分に充当する場合があります。

6. その他注意事項

- （1）「就学援助申請書兼世帯票」は、1世帯1枚提出してください。ただし、小学校と中学校に在学している場合は、それぞれ提出してください。
- （2）就学援助申請書兼世帯票の「世帯の状況」の欄は、生計を同じくしている世帯全員を記入し、申請理由は世帯状況がわかるように詳しく記入してください。
- （3）令和8年1月2日以降にさつま町に転入された方については、令和8年6月1日以降に転入前の市町村が発行する所得課税証明書（世帯全員分）を提出してください。
- （4）認定後に保護者の婚姻やその他家庭状況が好転した場合及び虚偽の申請により認定を受けた場合は、年度の途中であっても認定を取り消すことがあります。

お問い合わせ先
さつま町教育委員会 学校教育課 学事係
担当：折小野 TEL:0996-26-1838 (ダイヤル)